

令和 5 年度
社会教育センター年報
第 39 号



東大阪市立社会教育センター

目 次

令和5年度事業報告

1. 東大阪市民講座	P 1
2. ふれあい勉強会	P 8
3. 人権市民講座	P 10
4. 識字学級	P 11
5. 社会教育関係団体に関する事業	P 12
6. 東大阪市民文化芸術祭	P 16
7. 野外活動センター事業	P 17
8. 花園地域生涯学習ルーム	P 19
9. 生涯学習の場の提供事業	P 21
10. 公民館関係事業	P 26
11. 市民講座講師登録制度	P 31

参考資料

(1). 東大阪市長社会教育センター条例	P 1
(2). 東大阪市長社会教育センター条例施行規則	P 4
(3). 東大阪市長公民館運営審議会条例	P 7
(4). 東大阪市長野外活動センター条例	P 9
(5). 東大阪市長野外活動センター条例施行規則	P 13
(6). 東大阪市長地域生涯学習ルーム条例	P 16
(7). 東大阪市長地域生涯学習ルーム条例施行規則	P 19
(8). 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱	P 22
(9). 社会教育法(抜粋)	P 25

は じ め に

令和6年も、急激な物価高、地球環境の悪化、戦争や紛争などは私たちの生活に直接あるいは間接的に影響しており、この間の急速な変化とこれまでのさまざまな課題が、生涯学習にも少なからず影響しています。

そして、人口減少・少子高齢化が進む中、ICTのさらなる普及やAI技術の進化で私たちを取り巻く環境が大きく変わる、そのような時代においても、生涯学習の目的や役割は社会のなかで自らを成長させ、自らの人生を豊かにするものであることに変わりはありません。

東大阪市では「第四次東大阪市生涯学習推進計画」に基づき、新しい時代の生涯学習を推進すること、SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向け、積極的に取り組んで、次世代につなげていこうと計画しており、社会教育センターと各公民分館及び公民分館分室においても「集い」、「学び」、「仲間づくり」の場であり、地域住民の学習機会や地域問題の解決、地域文化の振興に寄与すべき施設として今後も活動を行ってまいります。

その一方で、各公民分館、公民分館分室ともに施設の老朽化が進み、補修が絶えないこと、長きに渡り、地域の生涯学習の拠点となっておりますが、利用者は高齢の方々が多く、若い世代の方々の施設利用や事業への参加が少ないことも従前より指摘されています。

今後も社会教育センターは幅広い世代において、集い、学び、さらには世代間を超えてコミュニケーションや仲間づくりのできる「より快適な施設」、「より魅力のある施設」をめざし、各公民分館、公民分館分室と連携を深め、今日的な諸課題にも取り組み、生涯学習の推進に努めてまいります。

みなさまには社会教育センターに対しご理解を賜り、職員一同感謝申し上げますとともに今後ともご指導、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

東大阪市立社会教育センター

令和 5 年度事業報告

1. 東大阪市民講座

1. 概要

市民講座は、社会教育センター及び各公民分館が住民の方々に学習の機会を提供するため、毎年度開催している事業です。市民ニーズに幅広く応えうるよう内容を検討し、社会教育センターでは「前期市民講座」「夏期市民講座」「後期市民講座」を中心に取り組んでいます。

令和5年度は、健康に関する講座を多く取り入れ、「らくらく健康体操」や「脂肪燃焼エクササイズ」「健康に関するツボ講座」など、普段の運動不足解消に役立つ講座を実施しました。また、野外活動センターでの「アウトドア体験」ではアウトドアクッキングや、テント設営体験など、普段味わうことができない体験を企画し、楽しんでいただきました。夏休み市民講座では「親子ヨガ教室」「パステルアート教室」を開催し親子で有意義な時間を過ごす時間を提供し、好評を博しました。

人気講座の運動系も引き続き開催しつつ、今後は文科系にも力を入れ老若男女問わず、たくさんの方にご参加いただける講座を企画して参ります。

各公民分館においても、前年度よりも開催する講座が増え、新たな分野に挑戦する等、熱心に企画したことにより、参加者を増やすことができました。

2月には、恒例の連携6大学公開講座を本市内にある4大学と近隣市にある2大学との協力のもと、共通テーマを「SDGsってなんなん？」と定め、メディア等でよく耳にするSDGsについて、普段抱えている疑問を解消すべく、わかりやすく講義を行っていただき、大学を身近に感じてもらえる機会をつくりました。

まちのすぐれもの（市民講座講師登録制度）を大いに活用し、今後も幅広い分野から、普段なかなか触れることのない文化を身近に感じて頂けるいいきっかけになればと考えております。

今後も、社会教育センター及び公民分館、公民分館分室では、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という公民館機能を最大限に発揮し、生涯学習拠点、きっかけづくりの場として魅力のある「市民講座」の開設に取り組んでいきたいと考えています。

2. 講座

(1) 社会教育センター市民講座（前期講座）

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
今さら聞けないスマホの基本[午前の部]	4	6/14・21・28 7/5 (毎週水曜日)	便利な使い方を正しく知って安全に使おう！ 「基本から応用編まで」	15	14	55	社会教育センター
今さら聞けないスマホの基本[午後の部]	4			15	17	56	
ハッピー！ハワイアン・フラ（フラダンス）	4	6/14・21・28 7/5 (毎週水曜日)	全身の筋肉を使って、体幹を鍛える踊りです。基本のステップから始めて、ゆったり癒しの音楽にのって踊ってみましょう。	20	31	67	
おりがみ教室	4	6/15・22・29 7/6 (毎週木曜日)	四角の紙から創りだされる日本古来の伝統文化であるおりがみをより美しく楽しく学びませんか。あたまや指の体操にもなります。	15	中止		
姿勢改善リラックスYOGA	4	6/22・29 7/6・13 (毎週木曜日)	ストレッチポールを使用し、首、肩、肩甲骨まわり、股関節まわりをほぐしていきます。身体の歪みを正し、身体のこりやはりを和らげ、本来あるべき状態に戻しリラックスできるプログラムです。	15	59	45	
知られざる東大阪市の歴史～歴史の中で生きた人々から学ぶ～	4	6/15・22・29 7/6 (毎週木曜日)	東大阪には古代より多くの遺跡・史跡があります。郷土の史実とそこに登場する人と対話しながら明日への生きる知恵を学びましょう。	30	26	89	
計				110	147	312	

(2) 社会教育センター市民講座（夏期講座）

講座名	回数	開催時期	講 座 内 容	募集 人数	応募者 人 数	受講者 延 数	開催 場所
親子ヨガ教室	1	8/27（日曜日） 10：00～11：00	子どもパワー発散！夜よく眠れる親子ヨガ。永遠ではない子供時代…楽しい親子のひと時を。	10組 25人	14	10	社会教育センター
パステルアート教室	1	8/27（日曜日） 13：30～15：00	夏休みの宿題にオススメ！パステルを削って指でくるくる。誰でも短時間で簡単にできるアートです。	10組 30人	16	10	
計				55	30	20	

(3) 社会教育センター市民講座（後期講座）

講座名	回数	開催時期	講 座 内 容	募集 人数	応募者 人 数	受講者 延 数	開催 場所
LINE講座 ～あなたもスマホの達人に～ [午前の部]	4	11/1・8・15・22 (毎週水曜日)	初心者でも大丈夫！一番使われているアプリ「LINE」を使いこなし、スマホの達人を目指しましょう！	15	中止		社会教育センター
LINE講座 ～あなたもスマホの達人に～ [午後の部]	4			15	中止		
らくらく健康体操 ～動きやすい身体を取り戻そう！～	4	11/6・13・20・27 (毎週月曜日)	年々増えがちな肩・腰・ひざの不具合や体のだるさを、さすったり、ゆらしたりしながら、解消する体操です。省エネかつスキマ時間でできる調整方法で動きやすい身体をつくりましょう！	20	18	54	

講座名	回数	開催時期	講 座 内 容	募集 人数	応募者 人 数	受講者 延 数	
らくらく脂肪燃焼 エクササイズ	4	11/9・30 12/7・14 (毎回木曜日)	脂肪を燃焼するための簡単なエクササイズ（エアロビクス）と太りにくい身体づくりのための基礎代謝量のアップを目指す筋トレを行います。軽い準備運動から少し汗がにじむ程度のエクササイズです。	20	21	59	社会教育センター
健康に関するツボ講座	4	11/10・17・24 12/1 (毎週金曜日)	「ツボとは?」「刺激方法は?」そんな身近な内容から、身体の不調をケアするためのツボや養生法を学びます。健康的に過ごすため、日常に東洋医学を取り入れてみませんか。	25	30	49	
歴史探訪13 ～歴史のロマンを～	4	11/9・16・30 12/7・14 (毎回木曜日)	1回目：東大阪の歴史遺産再発見～見たかったあの景色・この景観～【説明会・座学】2回目：火神・風神・水神の三大社をめぐる～往馬大社、竹林寺など～【生駒】3回目：神社が語る古代豪族の動き【座学】4回目：和泉国一之宮大鳥大社、家原寺、大野寺の仏塔、四ツ池遺跡 等【堺】5回目：山城国一之宮上賀茂神社、下鴨神社、京都御苑 等【京都】	30	16	69	現地
アウトドア体験 ～新しくなった野外活動センターへ 行ってみよう!～	1	11/11 (土曜日)	令和5年4月にリニューアルオープンした東大阪市立野外活動センターでアウトドア体験をしてみましよう!大阪平野を一望できるキャンプサイトやコテージ、新設のテントキャビンの見学に加え、アウトドアクッキングや自然体験プログラムで楽しく過ごしましょう。	17	8	8	現地
計				142	93	239	

(4) 東大阪市連携6大学公開講座

講座名	回数	開催時期	講師	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
A:SDGsと商店街	1	2/8 (木)	東大阪大学 短期大学部介護福祉学科 馬込 武志 教授	240	26	21	男女共同参画センター イコラーム
B:誰にでもわかるSDGs	1	2/8 (木)	近畿大学 法人本部社会連携推進センター 安田 直史 教授	240	57	35	
C:北極圏の未来～温暖化で北極の海に今、何が起きているのか～	1	2/9 (金)	大阪経済法科大学 国際学部国際学科 今井 健一 教授	240	41	34	
D:もっと知りたい！SDGsと関西企業の取り組み	1	2/9 (金)	大阪産業大学 経済学部経済学科 原口 華奈 講師	240	30	21	
E:消防服をアップサイクル！	1	2/10 (土)	大阪樟蔭女子大学 化粧ファッション学科 谷 明日香 准教授	240	21	11	
F:中小企業のSDGsの取り組み実態と経営課題	1	2/11 (日)	大阪商業大学 総合経営学部経営学科 太田 一樹 教授	240	37	23	
計				1,440	212	145	

(5) 公民分館市民講座

No.	公民分館名	講座名	回数	募集 人数	受講者 延数
1	石切公民分館	和布細工 ちりめん動物	4	13	47
2	池島公民分館	歴史講座	4	30	90
3		お話の会	4	30	78
4	盾津鴻池公民分館	手話体験	5	30	86
5	岩田公民分館	囲碁教室	1	40	37
6	荒川公民分館	いきいき歌体操	10	40	234
7	長堂公民分館	ハワイアンフラダンス	1	174	188
8	高井田東公民分館	カーリンコン	10	15	160
9	楠根公民分館	書道教室	10	80	568
10	長瀬西公民分館	ストレッチヨガ	10	15	124
11	長瀬東公民分館	骨盤体操	6	20	137
12	上小阪公民分館	カラオケ教室	5	10	47
13	柏田公民分館	押し花	2	20	36
14	弥刀公民分館	健康運動	3	30	87
15		介護予防	4	20	71
16	長瀬北公民分館	リンパケア教室	2	20	39
17		クラシックバレエ	2	10	11
18		ピラティス	1	20	13
19	大蓮公民分館	ちりめん手芸教室	4	31	112
計			88	648	2,165

3. まとめ

情報化社会と言われる今日、誰もが「いつでも、どこでも」学べる機会を得られるような取り組みが必要であり、講座開催の中でも参加者同士が交流を深めることが大切です。

市民講座の概要

() 内は前年度数

担 当 館	講 座 数	受 講 者 延 数
社 会 教 育 セ ン タ ー	18 (22)	716 (1,168)
公 民 分 館 ・ 分 室	19 (14)	2,165 (1,917)
合 計	37 (36)	2,881 (3,085)

2. ふれあい勉強会

1. 概要

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、家庭や学校及び地域社会でたくましく生きることは、全ての保護者の願いでもあります。しかし、近年子どもたちを取り巻く社会環境の変化は著しく、日常生活の中での子育てについても、新たな課題が生じてきています。

昭和62年度より、市民講座の一環として「家庭教育学級」を実施してきましたが、地域社会の住人がより多くふれあうことを大切にしたいと考え、また、地域の生涯学習のニーズに応えるため、平成2年度より「ふれあい勉強会」と名付け、今日に至っています。

2. 実施の状況

本年度は、孔舎衛公民分館で開催いたしました。企画計画案をもとに講師を依頼し、テーマ・日時等を決めています。地域への周知の方法としては、講座ごとのチラシを各自治会に回覧しています。

また、講座については講師との連絡を密にし、内容の確認や必要に応じて資料等を準備しています。

3. 令和5年度講座内容

実施場所	講座名	日	回数	受講者 延数
孔舎衛公民分館	気象災害から命を守る	12月6日	1回	21人
孔舎衛公民分館	介護保険のことを勉強してみませんか。 知ってそうで意外と知らないかも	1月17日	1回	22人
孔舎衛公民分館	大阪の陣と摂河泉	2月13日	1回	16人

4. 開催分館

平成2年度	・長堂	・小阪	・盾津東	・孔舎衛
平成3年度	・長堂	・小阪	・盾津鴻池	・孔舎衛
平成4年度	・柏田	・小阪	・英田	・孔舎衛
平成5年度	・柏田	・小阪	・玉串	・孔舎衛
平成6年度	・柏田	・小阪	・孔舎衛	
平成7年度	・柏田	・小阪	・岩田	・孔舎衛
平成8年度	・楠根	・小阪	・盾津東	・孔舎衛
平成9年度	・楠根	・菱屋西	・孔舎衛	
平成10年度	・楠根	・孔舎衛		
平成11年度	・長堂	・柏田	・孔舎衛	
平成12年度	・長堂	・盾津東	・孔舎衛	
平成13年度	・菱屋西	・孔舎衛		
平成14年度	・孔舎衛			
平成15年度	・長堂	・楠根	・荒川	・孔舎衛
平成16年度	・長堂	・孔舎衛		
平成17年度 ～ 令和2年度	・孔舎衛			
令和3年度	－			
令和4年度	・孔舎衛			
令和5年度	・孔舎衛			

5. 今後の課題

少子高齢化社会の中で、地域でのふれあいを大切にし、世代間の連携、交流を深める場にしていき、地域の活性化や街づくりにつながるような講座にしていきたいと思っています。

3. 人 権 市 民 講 座

1. 概要

本講座は、本市総合計画基本構想の理念である「人権尊重に根差した市民都市の創造」の実現を図るため、“平和と人権”を柱に、基本的人権の大切さを浸透させ、あわせて、家庭・学校・地域の一体性の確保を目的としています。

経過として、昭和 60 年度（1985）から長瀬北公民分館で実施し、10 月の“公民館まつり”を主軸にプログラム化し、人権市民講座を開催しています。人権啓発事業の一環として、関係行政部局、学校関係者等により、「人権啓発金岡中学校区運営委員会」を構成して運営に当たっています。

2. 今年度の取り組み

人権啓発金岡中学校区運営委員会と長瀬北公民分館運営委員会が連携を取りながら、講演会等、次のような事業を実施しました。

(1) 人権市民講座及び人権教育講座

回	開催日	行事名称	内 容	場 所	参加人数
1	中 止	金中フェスティバル	今年度の開催は見送られました。		
2	10月21日（土） ～ 10月22日（日）	公民館まつり	人権啓発展示、写真、絵画、折り紙、パオ作品等の展示、長瀬寄席、わんぱく空手、キッズダンス、わくわく人形劇、カーリンコン大会等の催し	長瀬北 公民分館	約 1,040 人
3	中 止	さくらまつり	今年度の開催は見送られました。		

4. 識 字 学 級

1. 概要

わが国では、学校教育の普及により識字率が大幅に引き上げられました。しかし一方、貧困や差別・戦争などのために文字を学ぶ機会を奪われた人々がおられます。

文字を取り戻し、文字を通じて社会を知り、人生を考え、自分を活かして生きる力を養うため、識字活動が展開されています。

本市では、2つの地域でそれぞれ毎週火曜日及び水曜日に午後7時から、識字学級を開催しています。

2. 開催状況

(1) 講師数

	令和4年度	令和5年度
荒 本 識 字 学 級	11人	11人
蛇 草 識 字 学 級	7人	7人

(2) 学級生数

	令和4年度	令和5年度
荒 本 識 字 学 級	9人	11人
蛇 草 識 字 学 級	7人	7人

(3) 延べ出席人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
荒本	29	32	36	18		37	37	53	22	24	20	5	313
蛇草	19	26	27	17		22	25	30	13	23	21	12	235

毎週の学習のほかに、年に1回の研修会・東大阪識字連絡会交流会・識字展・識字デー市民の集い等の行事に参加しています。

5. 社会教育関係団体に関する事業

1. 概要

東大阪市文化連盟をはじめ、社会教育関係団体の助成を行っています。

2. 東大阪市文化連盟

文化連盟は、市内の文化活動の中心となり、加盟 25 団体がそれぞれの文化活動を通じて、市民文化の発展と振興に寄与し、積極的に文化事業を推進しています。

[1] 第 57 回東大阪市民文化祭の開催

文化連盟加盟団体の主催による第 57 回東大阪市民文化祭は、7 月の「東大阪市民文化祭粹扇流練成発表大会」から始まり、12 月の「東大阪三曲定期演奏会」まで市内各所で繰り広げられました。（開催日程は次頁のとおり）

[2] 第 57 回東大阪市文化連盟功労者表彰式典

と き 令和 5 年 11 月 3 日（金） 午後 2 時～
ところ 東大阪市立社会教育センター
式 典 東大阪市文化連盟功労者 25 名

[3] 第 41 回東大阪市文化連盟文化のつどい

と き 令和 5 年 8 月 5 日（土）～6 日（日）
ところ 東大阪市文化創造館
来館者数 1,977 人

[4] 研修

と き 令和 6 年 3 月 19 日（火）
ところ 京都方面（21 人参加）

[5] 各種委員会・審議会への参加

社会教育委員の会議
図書館協議会
社会福祉協議会
東大阪市文化芸術審議会

公民館運営審議会
体育館運営審議会
美術センター運営懇談会

令和5年度 第57回東大阪市民文化祭 開催日程表

種 目	開催期間	開催時間	開催場所
東大阪市民文化祭絆扇流錬成発表大会	7/23(日)	10:00～16:30	布施夢広場 リージョンセンター5F ホール
東大阪市クラシックバレエ協会発表会	8/3(木)	17:00～20:30	東大阪市文化創造館 大ホール
東大阪市合唱連盟「第57回 合唱祭」	9/23(土・祝)	12:30～16:00	東大阪市文化創造館 小ホール
東大阪市民川柳大会	9/24(日)	13:00～17:00	東大阪市立社会教育センター 3F 視聴覚室
東大阪市詩吟連盟秋季吟詠大会	9/30(土)	9:00～17:00	東大阪市文化創造館多目的室
第57回東大阪市民文化祭茶花道大会	10/7(土)～ 8(日)	10:00～17:00	東大阪市民美術センター
第57回東大阪市民文化祭参加書道展	10/13(金)～ 15(日)	10:00～17:00 最終日は15:00 まで	東大阪市民美術センター
大正琴演奏会	10/14(土)	13:00～16:00	東大阪市文化創造館 小ホール
自然の美 第64回 水石展	10/14(土)～ 15(日)	12:00～17:00	東大阪市立市民多目的センター 大会議室1
第57回日本民謡東大阪連合会文化祭	10/15(日)	10:00～17:00	男女共同参画センター イコーラム
第57回 東大阪市民文化祭参加 民踊・新舞踊大会	10/28(土)	12:00～17:00	東大阪市文化創造館 小ホール
「彩」絵手紙展	10/28(土)～ 29(日)	11:00～16:00 29日は 10:00～16:00	東大阪市文化創造館 2F エレベーター前ホール
東大阪市民俳句大会	10/29(日)	9:00～17:00	東大阪市立社会教育センター 3F 視聴覚室
第57回 東大阪市民文化祭工芸展	11/10(金)～ 11(土)	9:00～17:00	東大阪市立社会教育センター 2F 研修室
第56回 秋季公募美術展	11/15(水)～ 19(日)	9:00～17:00 最終日は16:00 まで	東大阪市民美術センター
第21回 吟詠歌謡を楽しむ 大会	11/19(日)	12:30～16:00	東大阪市文化創造館 多目的室
東大阪三曲定期演奏会	12/3(日)	12:00～16:00	大阪府立図書館 (ライティホール)

東大阪市文化連盟(25 団体)

団 体 名	活 動 種 目
東 大 阪 市 素 義 幼 声 会	浄 瑠 璃
東 大 阪 三 曲 協 会	三 曲
東 大 阪 工 芸 協 会	美 術 工 芸
東 大 阪 市 美 術 協 会	美 術
東 大 阪 市 書 道 協 会	書 道
東 大 阪 市 民 俳 句 会	俳 句
東 大 阪 市 詩 吟 連 盟	詩 吟
東 大 阪 市 民 舞 協 会	民 踊
東 大 阪 市 合 唱 連 盟	合 唱
日 本 民 謡 東 大 阪 連 合 会	民 謡
石 燕 同 好 会	愛 石
東 大 阪 社 交 舞 踏 連 盟	社 交 ダ ン ス
川 柳 東 大 阪	川 柳
東 大 阪 市 茶 花 道 協 会	茶 花 道
東 大 阪 市 大 正 琴 協 会	大 正 琴
東 大 阪 市 詩 舞 連 合 会	詩 舞
も ん じ 文 化 愛 好 会	も ん じ
東 大 阪 市 吟 詠 歌 謡 連 盟	吟 詠 歌 謡
東 大 阪 市 フ ラ 協 会	フ ラ ダ ン ス
東 大 阪 市 吹 奏 楽 連 盟	吹 奏 楽
東 大 阪 市 折 り 鶴 の 会	折 り 紙
東 大 阪 市 絵 手 紙 彩	絵 手 紙
東 大 阪 日 本 舞 踊 を 楽 し む 会	日 本 舞 踊
東 大 阪 市 日 本 舞 踊 協 会	日 本 舞 踊
東 大 阪 市 ク ラ シ ッ ク バ レ エ 協 会	ク ラ シ ッ ク バ レ エ

3. 東大阪市地域婦人団体協議会

「東大阪市地域婦人団体協議会」は、「地域婦人会」の連絡調整並びに自主活動を促すと共に、婦人の地位向上を図り、地域社会の建設に資する目的で発足され、その活動を支援するため、東大阪市が活動補助金を支出している社会教育団体です。

昭和42年2月1日、布施、河内、枚岡の3市が合併して東大阪市が誕生した後、それぞれ三市で活動していた「地域婦人会」が集まり、「東大阪市地域婦人団体協議会」を発足させたものです。

「地域婦人会」は、年齢、職業、思想、政治的信条等を異にしながらも、「同一の地域の主婦である」ということを唯一の共通項として結ばれていた婦人団体で、住民と行政をつなぐ存在として、地域コミュニティの役割を担う社会教育団体の一つです。

「東大阪市地域婦人団体協議会」の発足当初は、市内の全地域で加入していたものの、脱会する「地域婦人会」が続出し、現在は、長堂、足代、小阪、大蓮、花園の5地区が加入しています。

また、令和2年12月に「会員調査」を実施したところ、1,000人を超えていた会員数が4分の1にまで会員数が減少し、高齢化が進むという課題を抱えています。

令和5年度の主な活動

開催日	研修名	講師
令和5年 6月13日(火)	市政研究会 東大阪市議会傍聴	—
7月21日(金)	視察研修会 「稲むらの火の館(津波防災教育センター)」	—
9月12日(火)	消費者研修会 「高齢者被害に多い消費者トラブル」	東大阪市立消費生活センター出張講座 NPO 法人 C・キッズ・ネットワーク 酒井 富美子 氏
10月10日(火)	健康教室「田辺聖子記念館」見学	田辺聖子記念館職員
10月31日(火)	歴史研修会「大阪水郷めぐり」(現地研修)	—
11月14日(火)	令和6年度の干支(辰)の押絵づくり	文化教養部会員
12月2日(土)	指導者研修会 「現在の日本経済と政策について」	復興大臣政務官・内閣府大臣政務官 宗清 皇一 氏
令和6年 2月13日(火)	教養講座 「キューピー神戸工場」見学	キューピー神戸工場職員

6. 東大阪市民文化芸術祭

市民を対象に、公募により第34回東大阪市民文化芸術祭を令和6年3月1日(金)～3日(日)の3日間、東大阪市文化創造館で実施しました。

子どもからお年寄りまでの文化交流の場として、市民参加による実行委員会を構成し、市の委託事業として実施しました。

- 主 催 第34回東大阪市民文化芸術祭実行委員会
東大阪市・東大阪市教育委員会
- 共 催 PFI東大阪文化創造館(株)
- 開催場所 東大阪市文化創造館
- 開催日時 令和6年3月1日(金) 午前10時～午後5時
2日(土) 午前10時～午後5時
3日(日) 午前10時～午後5時

○ 開催概要

(1) 展示出品者数等

	団体数 (個人含む)	出品者数 (人)
絵 画 等	12	56
書 道・拓 本 等	7	77
文 芸 (俳句・川柳・短歌等)	5	27
手 芸	6	26
工 芸	3	43
写 真 等	8	57
陶 芸	8	84
その他	16	135
合 計	65	505

(2) 舞台出演者数等

月 日	団体数 (個人含む)	出演者数 (人)
3月1日	29	367
3月2日	27	484
3月3日	25	426
合 計	81	1,277

(3) 鑑賞者数

月 日	鑑賞者数 (人)
3月1日	3,411
3月2日	5,392
3月3日	6,237
合 計	15,040

7. 野外活動センター事業(愛称「自由の森なるかわ」)

1. 概要

野外活動センターは、平成9年5月、生駒山系東大阪市六万寺町一丁目の府民の森なるかわ園南端(敷地約4ヘクタール)に、市民の自然保護意識の醸成と充実した余暇を過ごすために開設されました。

また、令和4年10月から翌年3月までの期間にコテージ等の改修工事を実施し、令和5年4月よりリニューアルオープンいたしました。社会教育施設として、木工クラフト体験等のプログラムも実施しています。

2. 施設について

(1) 宿泊施設

施設名	タイプ	数	仕様・設備等
コテージ	12人用：和洋室 6人用：洋室 6人用：和室	1 2 1	4棟共通 ログハウス・野外デッキ付 トイレ・シャワー・キッチン・空調設備 寝具・冷蔵庫・一部BBQ設備付
デッキサイト	4人用	10	木造・一部電源付
デッキサイト	6人用	2	木造
テントキャビン	5人用	4	電源・一部BBQ設備付

(2) 管理施設

施設名	主な構成	仕様・設備等
管理棟Ⅰ	研修室(大) 研修室(小) ロビー・事務室	各種研修会・講演会等に使用、椅子使用で約60人収容可能 木工等の工作、少人数の研修会に使用
管理棟Ⅱ	シャワー室 トイレ 倉庫 職員用仮眠室	宿泊利用者用男女別シャワーブース(各5ブース) 炊さん用具等キャンプ用具収納 職員仮眠室(5人×3室)・食事兼ミーティング室

(3) その他施設・工作物

施設名	数	仕様・設備等
炊事棟	2	かまど・流し台・調理用テーブル
トイレ棟	2	ウォームレット・男女別・障がい者対応
野外炉	10	自然石作りのバーベキューロストル 広場に接して設置
木製遊具	3	アリジゴク・谷川渡り・ドラ叩きの3種類(令和6年4月現在使用停止中)

3. 利用状況について

野外活動センター利用者数(日帰り利用者含む)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
H9	0	910	691	1,312	1,747	717	939	811	230	57	165	436	8,015
H10	584	1,363	706	1,518	2,048	752	645	1,206	330	152	222	316	9,842
H11	713	1,627	1,103	1,251	1,374	588	891	792	237	177	146	517	9,416
H12	554	1,161	529	1,188	1,638	714	596	652	352	136	170	331	8,021
H13	799	1,173	899	1,367	1,654	667	647	686	365	149	182	306	8,894
H14	482	1,318	638	1,030	1,786	672	790	900	331	159	87	237	8,430
H15	305	1,300	442	1,140	1,485	585	508	1,218	228	150	296	276	7,933
H16	416	1,353	370	1,921	1,542	684	591	691	325	273	172	256	8,594
H17	310	1,820	809	929	1,319	526	727	764	160	157	122	265	7,908
H18	201	1,396	793	881	1,935	595	537	615	308	211	166	330	7,968
H19	366	1,036	678	1,038	2,405	805	593	798	234	371	201	532	9,057
H20	305	1,351	404	1,143	2,203	638	691	661	313	375	190	1,264	9,538
H21	314	969	830	847	2,474	860	712	778	327	542	231	572	9,456
H22	361	1,469	523	917	1,904	658	943	626	382	300	437	764	9,284
H23	508	1,788	830	1,837	2,282	782	482	777	258	260	893	367	11,064
H24	503	1,220	599	963	2,547	701	723	727	324	333	524	854	10,018
H25	573	1,355	891	1,359	3,329	612	537	856	226	203	643	474	11,058
H26	426	1,493	644	1,309	2,623	858	766	766	202	220	912	732	10,951
H27	723	1,656	842	1,290	2,886	958	730	385	261	244	990	587	11,552
H28	347	1,416	510	1,384	2,366	594	1,256	1,073	206	188	792	563	10,695
H29	523	1,444	387	1,024	1,906	466	688	477	161	153	683	312	8,224
H30	138	995	365	412	1,423	515	1,282	452	206	422	772	460	7,442
R1	616	1,617	608	1,373	1,789	605	653	1,159	193	797	226	0	9,636
R2	0	65	384	696	1,185	809	603	286	305	181	304	574	5,392
R3	296	0	96	1,288	1,324	590	1,003	311	272	508	184	475	6,347
R4	332	692	251	460	666	357	0	0	0	0	0	0	2,758
R5	343	689	445	716	636	508	558	557	387	190	275	502	5,806

8. 花園地域生涯学習ルーム

1. 概要

花園地域生涯学習ルームは、地域の方々が健康で心豊かに過ごすための生涯学習の場として利用されています。誰もが気軽に利用できるよう、小学校の余裕教室を使い、「開かれた学校」として、地域の生涯学習の振興をめざしています。

2. 運営について

- ・ 名 称 東大阪市立花園地域生涯学習ルーム
- ・ 所 在 地 東大阪市花園本町二丁目7番41号(市立花園小学校内)
- ・ 施 設 3室 ①交流室…地域のみなさんの交流の場
②和 室…24畳の広々とした部屋
③洋 室…多目的に利用できる部屋
- ・ 開館時間 午前9時～午後9時
- ・ 休 館 日 月・木曜日及び年末年始
- ・ 申込受付 1月単位で、月末日曜日に翌月の申込を受付
- ・ 管理運営 東大阪市立花園地域生涯学習ルーム管理運営委員会
- ・ 供用開始 平成9年9月23日

3. 事業効果と課題

地域に開かれた学校をめざして、自治会・学校・PTA・社会教育団体等の参加のもとに、平成9年9月より、自主的な「地域生涯学習ルーム管理運営委員会」が組織されました。供用開始以来、自主講座及び市民講座等も、管理運営委員会・自治会、そして女性部等の協力で運営され、学校の学習やPTA活動にも利用されています。

近年、他の学校で空き教室を利用した施設が新たに開設されていない中、学校の安全に対する意識が大きく変わり、不特定の外部の者が自由に出入りできる施設が学校内に有ることで、安全性に疑問が生じており、学校の安全面を最優先に考え「あり方」の検討を進めていく必要がある。

4. 利用状況

(1) 月別利用件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
地域	10	12	12	12	8	12	12	12	9	8	10	10	127
学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	10	12	12	12	8	12	12	12	9	9	10	10	128

(2) 月別利用人数

(単位:人)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
地域	87	113	108	112	78	98	108	102	86	85	114	95	1,186
学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	35
合計	87	113	108	112	78	98	108	102	86	120	114	95	1,221

(3) 市民講座

①「歴史講座（各駅停車のまち歩き）」

講師：佐藤 啓二 氏

回	月 日	テ ー マ	参加人数
3	6月11日・11月9日 3月10日	各駅停車のまち歩き	43人

②「健美操（体験講座）」

講師：清水 広絵 氏

回	月 日	テ ー マ	参加人数
4	5月24日・6月21日 7月26日・8月30日	健美操しませんか	10人

9. 生涯学習の場の提供事業

1. 概要

市民に生涯学習の場を提供するため、中央館としての社会教育センターと、東・中・西の各地区に6・6・18公民分館および中・西の各地区に3・2公民分館分室を設けています。

なお令和5年度における社会教育センター及び公民分館（分室含む）の利用状況は次表のとおりです。

(1) 東地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合 計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
孔 舎 衙	87	1,724	908	8,072	0	0	25	270	0	0	259	1,545	1,279	11,611
豊 浦	84	832	900	8,557	3	44	0	0	41	494	2	20	1,030	9,947
縄 手	29	3,344	197	1,774	0	0	31	561	0	0	54	767	311	6,446
石 切	101	924	847	6,537	1	13	81	670	183	961	0	0	1,213	9,105
縄手南	4	690	851	9,637	21	287	16	330	0	0	154	3,469	1,046	14,413
池 島	10	203	428	2,632	0	0	5	85	0	0	8	169	451	3,089
東地区合計	315	7,717	4,131	37,209	25	344	158	1,916	224	1,455	477	5,970	5,330	54,611

(2) 中地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合 計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
英 田	3	23	528	7,811	0	0	12	286	0	0	19	231	562	8,351
(南分室)	1	40	304	2,004	27	176	0	0	1	908	0	0	333	3,128
(北分室)	0	0	408	3,805	22	1,252	84	858	32	1,191	79	1,173	625	8,279
盾津鴻池	4	145	756	7,204	6	105	161	2,880	12	4,373	109	1,424	1,048	16,131
(分室)	0	0	0	0	10	248	190	2,607	0	0	32	334	232	3,189
岩 田	6	285	1,091	12,907	5	133	38	1,015	7	115	24	442	1,171	14,897
若 江	36	341	500	4,621	0	0	26	627	42	599	56	1,347	660	7,535
玉 串	21	1,189	648	5,447	0	0	52	946	3	41	9	135	733	7,758
盾津東	82	845	811	8,172	2	15	18	231	0	0	7	75	920	9,338
中地区合計	153	2,868	5,046	51,971	72	1,929	581	9,450	97	7,227	335	5,161	6,284	78,606

(3) 西地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合 計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
荒 川	15	603	482	3,480	17	127	17	303	2	0	113	1,714	646	6,227
長 堂	12	215	145	1,814	80	1,306	100	1,701	35	605	71	1,449	443	7,090
三ノ瀬	0	0	869	6,379	0	0	69	483	0	0	39	673	977	7,535
高井田東	42	2,386	401	4,158	23	174	43	984	0	0	33	1,046	542	8,748
森河内	24	754	520	5,146	121	1,810	107	1,979	31	546	37	464	840	10,699
菱屋西	45	962	678	4,470	12	109	71	928	0	0	54	855	860	7,324
(永和分室)	0	0	1,360	13,563	0	0	0	0	43	906	98	2,059	1,501	16,528
太 平 寺	0	0	285	3,247	2	23	31	653	40	783	48	730	406	5,436
高井田西	9	210	221	1,560	52	472	98	1,448	1	50	22	318	403	4,058
楠 根	94	2,633	316	3,166	0	0	38	670	3	150	23	636	474	7,255
長瀬西	17	621	268	1,823	30	467	16	235	0	0	47	2,182	378	5,328
長瀬東	11	599	222	1,491	0	0	80	1,349	0	0	32	531	345	3,970
小 阪	10	112	560	3,910	2	31	77	1,220	7	131	76	975	732	6,379
上小阪	6	158	301	2,274	6	41	10	171	0	0	63	727	386	3,371
意岐部	61	495	102	823	1	40	16	415	4	91	0	0	184	1,864
柏 田	28	317	47	352	12	124	13	105	2	22	14	61	116	981
(分室)	40	719	134	1,022	15	378	60	1,032	4	35	36	550	289	3,736
弥 刀	13	269	142	1,724	0	0	67	1,579	0	0	47	707	269	4,279
長瀬北	32	943	635	4,669	9	126	24	361	0	0	2	220	702	6,319
大 蓮	9	1,221	1,718	17,555	1	30	20	859	3	65	0	0	1,751	19,730
西地区合計	468	13,217	9,406	82,626	383	5,258	957	16,475	175	3,384	855	15,897	12,244	136,857

(4) 社会教育センター月別利用状況

月	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	2	120	83	1,201	2	30	3	69	0	0	7	190	97	1,610
5	3	23	65	738	5	45	2	73	0	0	0	0	75	879
6	20	306	79	1,086	17	206	2	74	0	0	2	29	120	1,701
7	14	220	93	1,245	7	100	2	76	0	0	7	220	123	1,861
8	2	23	85	1,283	6	60	3	120	0	0	2	35	98	1,521
9	5	91	96	1,669	7	70	1	40	0	0	2	42	111	1,912
10	4	175	107	1,380	9	94	2	52	0	0	2	40	124	1,741
11	17	320	75	1,094	6	100	2	80	0	0	0	0	100	1,594
12	11	156	82	1,089	7	100	1	40	0	0	2	130	103	1,515
1	0	0	87	1,098	9	100	1	40	1	80	3	80	101	1,398
2	4	171	97	1,179	6	60	3	92	0	0	0	0	110	1,502
3	0	0	102	1,247	2	20	2	52	0	0	2	60	108	1,379
計	82	1,605	1,051	14,309	83	985	24	808	1	80	29	826	1,270	18,613

(5) 公民館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
社会	82	1,605	1,051	14,309	83	985	24	808	1	80	29	826	1,270	18,613
分	936	23,802	18,583	171,806	480	7,531	1,696	27,841	496	12,066	1,667	27,028	23,858	270,074
総計	1,018	25,407	19,634	186,115	563	8,516	1,720	28,649	497	12,146	1,696	27,854	25,128	288,687

(6) 年度別公民館・公民分館利用状況

(東地区分館)

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		前 年 比	
	件	人 数	件	人 数	件	人 数	件	人 数
孔 舎 衙	891	9,077	1,211	13,168	1,279	11,611	68	-1,557
豊 浦	561	4,972	892	7,989	1,030	9,947	138	1,958
縄 手	252	2,202	315	3,088	311	6,446	-4	3,358
石 切	898	6,378	1,227	8,149	1,213	9,105	-14	956
縄 手 南	773	14,068	985	18,664	1,046	14,413	61	-4,251
池 島	279	1,811	437	2,808	451	3,089	14	281
合 計	3,654	38,508	5,067	53,866	5,330	54,611	263	745

(中地区分館)

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		前 年 比	
	件	人 数	件	人 数	件	人 数	件	人 数
英 田	496	8,796	574	7,534	562	8,351	-12	817
(南分室)	236	2,837	319	2,110	333	3,128	14	1,018
(北分室)	391	3,798	507	4,972	625	8,279	118	3,307
盾 津 鴻 池	890	10,648	1,158	15,313	1,048	16,131	-110	818
(分室)	181	2,257	224	2,891	232	3,189	8	298
岩 田	827	10,776	1,059	13,585	1,171	14,897	112	1,312
若 江	468	4,663	648	6,430	660	7,535	12	1,105
玉 串	473	4,766	804	8,107	733	7,758	-71	-349
盾 津 東	770	7,801	876	8,418	920	9,338	44	920
合 計	4,732	56,342	6,169	69,360	6,284	78,606	115	9,246

(西地区分館)

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		前 年 比	
	件	人 数	件	人 数	件	人 数	件	人 数
荒 川	449	5,121	621	6,630	646	6,227	25	-403
長 堂	289	3,408	486	7,004	443	7,090	-43	86
三 ノ 瀬	868	6,330	1,001	7,708	977	7,535	-24	-173
高 井 田 東	371	4,058	463	7,687	542	8,748	79	1,061
森 河 内	641	7,299	791	7,868	840	10,699	49	2,831
菱 屋 西	624	4,933	864	6,694	860	7,324	-4	630
(永和分室)	1,156	12,250	1,502	16,273	1,501	16,528	-1	255
太 平 寺	275	2,989	393	4,574	406	5,436	13	862
高 井 田 西	314	2,465	395	3,355	403	4,058	8	703
楠 根	357	3,720	475	7,157	474	7,255	-1	98
長 瀬 西	259	2,100	381	3,920	378	5,328	-3	1,408
長 瀬 東	261	2,543	347	3,541	345	3,970	-2	429
小 阪	603	3,990	743	6,417	732	6,379	-11	-38
上 小 阪	304	3,655	342	3,022	386	3,371	44	349
意 岐 部	173	1,423	209	1,862	184	1,864	-25	2
柏 田	52	342	100	893	116	981	16	88
(分 室)	162	1,774	268	3,813	289	3,736	21	-77
弥 刀	112	1,648	212	3,415	269	4,279	57	864
長 瀬 北	501	3,588	687	5,209	702	6,319	15	1,110
大 蓮	1,390	14,970	1,790	18,798	1,751	19,730	-39	932
合 計	9,161	88,606	12,070	125,840	12,244	136,857	174	11,017

(社会教育センター・公民分館)

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		前 年 比	
	件	人 数	件	人 数	件	人 数	件	人 数
社会教育センター	995	8,231	846	10,986	1,270	18,613	424	7,627
公 民 分 館 計	17,547	183,456	23,306	249,066	23,858	270,074	552	21,008
総 合 計	18,542	191,687	24,152	260,052	25,128	288,687	976	28,635

10. 公 民 館 関 係 事 業

1. 東大阪市立公民館運営審議会

当審議会は、社会教育センター館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について、調査審議するものとして設置されています。

(1) 審議会委員(令和 5 年度)

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備考
河 野 孝 之	東大阪市立小学校長会	
内 田 仁 志	東大阪市立中学校長会	
釋 香 織	東大阪市立幼稚園・こども園長会	
山 下 文 夫	東大阪市体育連盟	
山 田 朱 美	東大阪市文化連盟	
清 水 馨	東大阪市青少年指導員協議会	
西 田 幸 弘	東大阪市 P T A 協議会	
上 野 欽 示	東大阪少年補導協会	
北 木 忠 嗣	東大阪市立公民分館運営委員長協議会	
栗 本 洋 子	東大阪市地域婦人団体協議会	
住 山 仁 美	(社) 東大阪市社会福祉協議会	
大 江 米 次 郎	大阪樟蔭女子大学名誉教授	
佐 野 茂	大阪商業大学教授	

(2) 審議会開催状況

回	日 時	場 所	審 議 事 項 等
1	実施せず	-	-

2. 東大阪市立公民分館運営委員長協議会

当協議会は、東大阪市に設置された各公民分館の運営管理を円滑適正に推進するため、また、相互の連携を深め、もって東大阪市における公民分館活動の向上とその発展を期するために設置されています。

(1)運営委員長名（令和5年度）

（敬称略）

分館名	委員長名	分館名	委員長名
孔舎衙	安田 輝雄	高井田 東	岩 浅 哲 治
豊 浦	菅 原 章 太	森 河 内	大 森 清
縄 手	碓 誠 則	菱 屋 西	竹 田 宗 彦
石 切	木 積 一 元	太 平 寺	山 田 稔
縄 手 南	川 上 惠 三	高 井 田 西	塩 川 芳 英
池 島	堀 田 正 國	楠 根	永 井 一 之
英 田	寺 尾 健 一	長 瀬 西	義 之 利 行
盾 津 鴻 池	西 田 繁 一	長 瀬 東	松 浦 隆
岩 田	東 野 守	小 阪	倉 橋 一 平
若 江	畑 中 檜 雄	上 小 阪	北 木 忠 嗣
玉 串	西 岡 正 規	意 岐 部	村 田 洋 子
盾 津 東	森 本 由 紀 夫	柏 田	山 内 貞 義
荒 川	濱 浩	弥 刀	原 田 一 平
長 堂	茨 木 良 和	長 瀬 北	野 村 哲 男
三 ノ 瀬	曾 和 勝 次	大 蓮	沖 村 宏 八 郎

(2) 協議会開催状況

回	日 時	場 所	審 議 事 項 等
1	令和5年7月10日(月)	社会教育センター	①地域福祉課からのお願いについて ②令和5年度 事業計画（案）及び予算（案）について ③公民分館管理人永年功労者感謝状贈呈について ④令和5年度 研修会について

2	令和6年3月28日(木)	社会教育 センター	①令和5年度 事業報告及び令和5年度 会計 報告について ②令和6年度 業務委託契約事務について ③個人情報の取扱事務について ④令和6年度公民分館管理人永年功労者の推 薦について ⑤公民分館での保護司の活動について ⑥連絡便通送業務について ⑦その他
---	--------------	--------------	--

3. 公民分館文化祭・体育祭実施状況

(共催・協力等の事業を含む)

分館名	文化祭実施日	文化祭内容	体育祭実施日	体育祭内容
孔舎衛	11月5日(日)	作品展示・演技等		
豊浦			9月26日(火)	社会見学、バス旅行
縄手	11月2日(木)～3日(金祝)	作品展示・お茶席・サークル発表(お花)		
石切	11月2日(木)～3日(金祝)	作品展示・お茶席	10月8日(日)	パズルハイキング
縄手南	11月3日(金祝)～4日(土)	作品展示・お茶席		
池島	10月28日(土)	音楽祭		
英田				
盾津鴻池	11月12日(日)	作品展示・サークル発表	5月21日(日)	グラウンドゴルフ
岩田	11月3日(金祝)	作品展示・サークル発表		
若江	11月5日(日)	ダンス、カラオケ、体操、フラ(民謡踊り)		
玉串	10月20日(金)、11月1日(水)～3日(金祝)	サークル交流会・発表会、民舞、河内音頭、ハーモニカ/手芸、川柳、書道、ちぎり絵、絵画等の展示	10月15日(日)	グラウンドゴルフ大会
盾津東				
荒川	11月3日(金祝)～5日(日)	作品展示会、演芸会		
長堂	1月14日(日)	展示、舞台発表等		
三ノ瀬	11月2日(木)～3日(金祝)	毛編、ちぎり絵、絵手紙、茶		
高井田東	11月1日(水)～3日(金祝)	展示・民謡大会・謡曲大会		
森河内	11月4日(土)～5日(日)	作品展示		
菱屋西	11月3日(金祝)～4日(土)	作品展示、お茶席、囲碁大会、ぜんざいコーナー		
菱屋西永和分室	11月25日(土)～26日(日)	作品展示、お茶席、グラウンドゴルフ		
太平寺	11月3日(金祝)～4日(土)	作品展示		
高井田西	11月3日(金祝)～4日(土)	絵や工作の展示、サークル発表		
楠根	11月3日(金祝)	作品展示、お茶席		
長瀬西	11月3日(金祝)～4日(土)	作品展示、公園内で野菜販売		
長瀬東	11月2日(木)～3日(金祝)	作品展示・お茶席など	10月8日(日)	校区ふれあいカーニバル 模擬店、抽選会など
小阪				
上小阪	11月4日(土)～5日(日)	作品展示会、茶席		
意岐部			6月18日(日)	グラウンドゴルフ大会
柏田				
柏田分室	10月28日(土)～10月29日(日)	作品展示、子どもゲーム、野菜の朝市、その他	10月16日(日)	グラウンドゴルフ大会(校区各団体対抗) 柏田小学校校庭にて
弥刀	11月3日(金祝)	作品展示		
長瀬北	10月20日(金)～10月22日(日)	サークル発表会、喫茶店、長瀬寄席、模擬店、バルーンアート等		
大蓮	11月3日(金祝)～4日(土)	作品展示・パザー等		

4. 公民分館案内

分 館 名	開設年	所 在 地	電 話 番 号
孔 舍 衛 公 民 分 館	S61.3.31	日下町 5-3-38	072-985-8791
豊 浦 公 民 分 館	M10.11.11	豊浦町 12-5	072-982-4371
縄 手 公 民 分 館	S47.7.29	御幸町 7-4	072-984-0142
石 切 公 民 分 館	S59.9.23	北石切町 1-7	072-984-1260
縄 手 南 公 民 分 館	H3.3.30	下六万寺町 1-1-29	072-985-1690
池 島 公 民 分 館	H18.1.5	池島町 4-3-8	072-985-1123
英 田 公 民 分 館	S54.3.31	吉田 4-5-38	072-962-2572
(英 田) 北 分 室	H2.4.1	松原 1-1-6	072-966-5731
(英 田) 南 分 室	S42.2.1	吉田 1-5-27	072-961-1005
盾 津 鴻 池 公 民 分 館	H2.7.24	鴻池町 1-18-19	06-6746-0406
(盾 津 鴻 池) 分 室	H2.4.1	東鴻池町 5-4-1	072-966-5741
岩 田 公 民 分 館	S42.7.28	岩田町 5-10-13	072-962-5904
若 江 公 民 分 館	S42.8.17	若江北町 3-3-21	06-6722-6400
玉 串 公 民 分 館	S56.3.31	玉串町西 2-1-33	072-965-1927
盾 津 東 公 民 分 館	S57.3.31	川田 2-27-28	072-965-6770
荒 川 公 民 分 館	H10.10.5	荒川 1-8-19	06-6721-3597
長 堂 公 民 分 館	S58.3.31	長堂 1-17-29	06-6781-2910
三 ノ 瀬 公 民 分 館	S62.1.25	三ノ瀬 1-6-53	06-6721-8910
高 井 田 東 公 民 分 館	R4.6.1	高井田中 1-11-8	06-6781-4763
森 河 内 公 民 分 館	S62.7.23	森河内東 1-38-18	06-6781-2995
菱 屋 西 公 民 分 館	H6.4.26	菱屋西 4-10-22	06-6721-9720
(菱 屋 西) 永 和 分 室	H30.4.2	永和 2-15-25	06-6726-6403
太 平 寺 公 民 分 館	H2.3.31	太平寺 2-9-32	06-6721-8951
高 井 田 西 公 民 分 館	H1.7.15	高井田本通 4-7-17	06-6781-3380
楠 根 公 民 分 館	S56.7.31	稲田本町 2-5-12	06-6744-3320
長 瀬 西 公 民 分 館	S60.3.31	柏田本町 12-3	06-6721-2983
長 瀬 東 公 民 分 館	S55.3.31	大蓮東 2-10-1	06-6721-2984
小 阪 公 民 分 館	S59.8.25	下小阪 1-16-1	06-6721-3468
上 小 阪 公 民 分 館	H4.10.28	上小阪 3-15-24	06-6721-9681
意 岐 部 公 民 分 館	S47.8.1	御厨中 2-3-24	06-6781-4667
柏 田 公 民 分 館	S52.3.9	柏田西 3-10-44	06-6720-7189
(柏 田) 分 室	H2.4.1	柏田西 3-9-2	06-6729-2341
弥 刀 公 民 分 館	S54.3.31	近江堂 1-13-20	06-6721-9682
長 瀬 北 公 民 分 館	S61.3.31	吉松 2-13-28	06-6720-7489
大 蓮 公 民 分 館	H31.4.1	大蓮南 2-8-32	06-6729-2306

11. 市民講座講師登録制度(「まちのすぐれもの」)

1. 概要

高齢社会、生涯学習ニーズ多様化の時代である今日、市民の方々の中から多彩な特技や才能をお持ちの方に、生涯学習を指導していただくために、「市民講座講師登録制度」(まちのすぐれもの)が平成9年10月に発足しました。

2. 登録状況

文学、歴史、人権、語学、簿記、生花、書道、押し花、手芸、スポーツ、コーラス、絵画、体操、子育て、紙芝居、囲碁、手品、パソコン関連等、登録申請された方々の得意ジャンルは多岐にわたっており、令和5年度登録者数(2年毎に更新)は、延べ56人です。

3. 今後の課題

高齢社会のさらなる進行を踏まえて、高齢者の活躍の機会を創出するとともに、有為な人材を発掘し、市民講座の質の向上に努めていく必要があります。そのため、さらに積極的なPR方法を検討するとともに、近隣市町村との連携や情報システムの導入等が課題となっています。

市民講座講師登録制度

市立社会教育センター

まちのすぐれもの

大募集

生涯学習社会の実現のため、社会教育センターでは、市民の皆様の多彩な特技や資格を当センターが主催する市民講座などで活かしていただこうと「市民講座講師登録制度」を設けています。語学・音楽・スポーツ・パソコンなど、ジャンルは問いません。「私はこれなら教えられる」、「これを教えたい」と思っておられる方は是非登録して下さい。機会があれば、市民講座の講師を、又PTAやグループの指導などやってみませんか。

※ グループ活動で講師を擇しておられる方、一度ご相談下さい。(登録者はボランティアとして扱います。)

東大阪市立社会教育センター

TEL 06-6789-4100 FAX 06-6789-5212

参考資料

(1) 東大阪市立社会教育センター条例

昭和58年3月31日東大阪市条例第6号

改正

平成3年6月24日条例第18号

平成25年3月31日条例第9号

平成27年3月31日条例第25号

平成31年3月29日条例第16号

令和4年3月31日条例第19号

東大阪市立社会教育センター条例

(設置)

第1条 生涯教育の一環として、市民の社会教育活動の振興を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、本市に社会教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 社会教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立社会教育センター

位置 東大阪市長堂一丁目

2 社会教育センターに分館を設け、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 社会教育センターは、次の事業を行う。

(1) 社会教育活動に係る情報の収集、提供及び指導に関すること。

(2) 社会教育活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。

(3) 社会教育活動に係る講座及び学級に関すること。

(4) 視聴覚教育の振興に関すること。

(5) 社会教育関係の団体及び機関に関すること。

(6) 市民に生涯学習の場を提供すること。

(7) 前各号のほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 社会教育センター及び分館の施設及び別に定める設備等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付けることができる。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

(1) 社会教育法第23条に規定する行為をするおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

(5) 管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を受けた者に対して使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

(2) 前条の使用許可の制限事由が発生したとき。

(原状回復)

第7条 使用の許可を受けた者は、使用を終わったときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第8条 使用の許可を受けた者は、使用中に建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(職員)

第9条 社会教育センターに、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

附 則 (平成3年6月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条の規定による廃止前の東大阪市立公民館条例第3条第1項の許可で施行日以後の使用に係るものを受けた者については、施行日において、第1条の規定による改正後の東大阪市立社会教育センター条例第4条第1項の許可を受けたものとみなす。

附 則 (平成31年3月29日条例第16号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日条例第19号)

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

別表 (第2条第2項関係)

名称	位置
東大阪市立社会教育センター孔舎衛公民分館	東大阪市日下町五丁目
東大阪市立社会教育センター豊浦公民分館	東大阪市豊浦町
東大阪市立社会教育センター縄手公民分館	東大阪市御幸町
東大阪市立社会教育センター石切公民分館	東大阪市北石切町
東大阪市立社会教育センター縄手南公民分館	東大阪市下六万寺町一丁目

東大阪市立社会教育センター池島公民分館	東大阪市池島町四丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館	東大阪市吉田四丁目
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館	東大阪市鴻池町一丁目
東大阪市立社会教育センター岩田公民分館	東大阪市岩田町五丁目
東大阪市立社会教育センター若江公民分館	東大阪市若江北町三丁目
東大阪市立社会教育センター玉串公民分館	東大阪市玉串町西二丁目
東大阪市立社会教育センター盾津東公民分館	東大阪市川田二丁目
東大阪市立社会教育センター荒川公民分館	東大阪市荒川一丁目
東大阪市立社会教育センター長堂公民分館	東大阪市長堂一丁目
東大阪市立社会教育センター三ノ瀬公民分館	東大阪市三ノ瀬一丁目
東大阪市立社会教育センター高井田東公民分館	東大阪市高井田中一丁目
東大阪市立社会教育センター森河内公民分館	東大阪市森河内東一丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館	東大阪市菱屋西四丁目
東大阪市立社会教育センター太平寺公民分館	東大阪市太平寺二丁目
東大阪市立社会教育センター高井田西公民分館	東大阪市高井田本通四丁目
東大阪市立社会教育センター楠根公民分館	東大阪市稲田本町二丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬西公民分館	東大阪市柏田本町
東大阪市立社会教育センター長瀬東公民分館	東大阪市大蓮東二丁目
東大阪市立社会教育センター小阪公民分館	東大阪市下小阪一丁目
東大阪市立社会教育センター上小阪公民分館	東大阪市上小阪三丁目
東大阪市立社会教育センター意岐部公民分館	東大阪市御厨中二丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター弥刀公民分館	東大阪市近江堂一丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬北公民分館	東大阪市吉松二丁目
東大阪市立社会教育センター大蓮公民分館	東大阪市大蓮南二丁目

(2) 東大阪市立社会教育センター条例施行規則

昭和58年5月14日東大阪市教育委員会規則第4号

改正

平成6年3月31日教育委員会規則第2号
平成20年3月31日教育委員会規則第10号
平成25年3月31日教育委員会規則第9号
平成26年1月16日教育委員会規則第1号
平成27年4月21日教育委員会規則第12号
平成30年3月20日教育委員会規則第7号
平成31年3月29日教育委員会規則第8号
平成31年4月26日教育委員会規則第9号
令和3年10月1日教育委員会規則第25号
令和4年3月23日教育委員会規則第6号
令和5年1月25日教育委員会規則第1号

東大阪市立社会教育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 社会教育センター及び分館の開館時間は、別表第1のとおりとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 社会教育センター及び分館の休館日は、別表第2のとおりとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条の規定により、使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用予定日の3月前から3日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、使用の許可をしたときは、使用許可書を交付する。

(申請等の特例)

第5条 施設の使用の許可の申請等の手続は、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織を用いて行うことができる。

(遵守事項)

第6条 使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 使用許可のない物件を使用しないこと。
- (3) 火災及び盗難に留意すること。

(4) 使用後は、速やかに原状に復し、清掃すること。

(5) 前各号のほか、係員の指示に従うこと。

(実費徴収)

第7条 使用者が、電話、ガス、水道等を使用するときは、その実費を徴収することができる。

(入館の制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をしたとき、又はするおそれがあるとき。

(2) その他、管理上支障があると認めるとき。

(公民分館運営委員会)

第9条 分館に公民分館運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員の定数は、30人以内とする。ただし、運営上必要があるときは、増員することができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、分館ごとに、当該分館の所在する区域の中で各種団体の推薦その他の方法により選ばれた者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員会の任務)

第10条 委員会は、分館の行う各種事業の企画、実施について協力するものとする。

(分館の分室)

第11条 分館に分室を設け名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

2 第2条から第7条まで及び前条の規定は、前項に定める分室について準用する。この場合において、これらの規定中「分館」とあるのは「分室」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日教委規則第9号）

1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成26年1月16日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月21日教委規則第12号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日教委規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行す

附 則（平成31年4月26日教委規則第

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日教委規則第25号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日教委規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月25日教委規則第1号）

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

施設	開館時間	
社会教育センター	火曜日から金曜日まで	午前9時から午後9時まで
	日曜日、月曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで
分館	火曜日から金曜日まで	午前9時から午後9時まで
	日曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで

別表第2（第3条第1項関係）

施設	休館日
社会教育センター	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 1月2日から4日まで及び12月28日から31日まで
分館	月曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日から4日まで及び12月28日から31日まで

別表第3（第10条第1項関係）

名称	位置
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館分室	東大阪市東鴻池町五丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館南分室	東大阪市吉田一丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館北分室	東大阪市松原一丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館分室	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館永和分室	東大阪市永和二丁目

(3) 東大阪市立公民館運営審議会条例

昭和58年3月31日東大阪市条例第7号

改正

平成12年3月31日条例第5号

平成24年3月30日条例第4号

平成27年3月31日条例第25号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、東大阪市立社会教育センターに東大阪市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員の委嘱基準等)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、20人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

1 この条例は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第6号）の施行の日から施行する。

2 東大阪市立公民館条例（昭和42年東大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年3月31日条例第5号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(4) 東大阪市立野外活動センター条例

平成8年12月18日東大阪市条例第28号

改正

平成17年7月25日条例第67号

平成25年3月31日条例第9号

平成25年7月31日条例第21号

令和3年6月30日条例第26号

(設置)

第1条 自然の中での野外活動を通じて、市民の自然保護意識の醸成及び青少年の健全育成を図るとともに、市民が充実した余暇を過ごすことができるようにするため、本市に野外活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立野外活動センター

位置 東大阪市六万寺町1丁目

2 センターに、愛称を付することができる。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 野外活動に係る指導及び相談に関すること。
- (2) 野外活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。
- (3) 自然環境に係る学習の機会を提供すること。
- (4) 野外活動の普及及び奨励に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用許可)

第4条 別表に掲げるセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、第13条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を行う場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 使用の目的が、センターの設置の目的にそぐわないとき。
- (5) 管理上その他指定管理者においてセンターの使用について支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。
- (2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

(センター内の禁止行為)

第7条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの敷地又は施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立入禁止地域に立ち入ること。
- (3) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (4) 指定された場所以外の場所で野営、たき火又は炊さんをする事。
- (5) 指定された場所以外の場所で喫煙をする事。
- (6) 物品の販売をする事。
- (7) 植物及び岩石を採取すること。
- (8) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (9) 建物の壁、柱等にはり紙、釘打ち等をする事。
- (10) 前各号のほか、管理上必要な指示に反する行為をする事。

(入場の制限等)

第8条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(利用料金)

第9条 使用者は、指定管理者にセンターの施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、後納させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額（附属設備については、教育委員会が規則で定める額）の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損害賠償)

第12条 使用者又はセンターの入場者は、センターの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの維持管理に関すること。
- (2) センターの使用の許可及び使用の許可の取消し等に関すること。
- (3) センターの入場の制限等に関すること。
- (4) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(教育委員会が管理する場合の使用料等)

第16条 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合であつて、教育委員会が臨時にセンターの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会は、別表に定める額（附属設備については、教育委員会が規則で定める額）の範囲内において、教育委員会が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第9条第1項及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第1項中「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(平成9年教育委員会規則第2号で平成9年5月3日から施行)

附 則 (平成17年7月25日条例第67号)

1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第14条を第23条とする改正規定及び第13条の次に9条を加える改正規定（第14条から第16条までの規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(平成18年教育委員会規則第1号で平成18年4月1日から施行)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の東大阪市立野外活動センター条例第4条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立野外活動センター条例第4条第1項の指定管理者が行ったものとみなす。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日条例第21号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。（平成25年規則第69号で平成25年8月1日から施行）

附 則 (令和3年6月30日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の東大阪市立野外活動センター条例（以下「新条例」という。）別表に掲げる施設の使用に係る東大阪市立野外活動センター条例第4条第1項の許可並びに新条例第9条の規定による利用料金に係る手続及び第10条の規定による利用料金の還付並びにこれらに関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第9条第1項の規定は、施行日以後の施設及び附属設備の使用について適用する。

4 前項の規定にかかわらず、施行日の前日から施行日までの引き続いた施設及び附属設備の使用については、なお従前の例による。

別表（第4条第1項・第9条第2項・第16条第1項関係）

使用施設	単位	料金
バンガロー（12人用）	1棟 1泊	9,600円
バンガロー（6人用）	1棟 1泊	4,800円
テントサイト（フレッシュエアテント付き）	1区画 1泊	4,000円
テントサイト	1区画 1泊	3,000円
バーベキューサイト	1区画 1回	1,000円
研修室（大）	午前9時から午後9時まで	5,000円
	午前9時から正午まで	1,500円
	午後1時から午後5時まで	2,000円
	午後6時から午後9時まで	1,500円
研修室（小）	午前9時から午後9時まで	2,000円
	午前9時から正午まで	600円
	午後1時から午後5時まで	800円
	午後6時から午後9時まで	600円

(5) 東大阪市立野外活動センター条例施行規則

平成9年3月5日東大阪市教育委員会規則第3号

改正

平成14年3月22日教育委員会規則第6号
平成17年7月25日教育委員会規則第18号
平成18年2月17日教育委員会規則第3号
平成20年3月31日教育委員会規則第10号
平成25年3月31日教育委員会規則第9号
平成25年7月31日教育委員会規則第12号
平成31年4月26日教育委員会規則第9号
令和3年7月20日教育委員会規則第23号
令和4年3月31日教育委員会規則第7号
令和4年7月1日教育委員会規則第14号

東大阪市立野外活動センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立野外活動センター条例（平成8年東大阪市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第2条 東大阪市立野外活動センター（以下「センター」という。）の愛称は、自由の森なるかわとする。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 1月から6月まで及び9月から12月までの火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、その翌日以降休日が連続することとなる場合においては、連続する休日の最後の休日の翌日とする。）

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条第1項に規定する許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市立野外活動センター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。申請した事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、申請者が電子情報処理組織（市の機関等（市長その他の本市の機関及び地方自治法第244条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により、指定管理者に対し、条例第4条に規定するセンターの施設（以下「施設」と

いう。) 使用の申請をしたときは、使用許可申請書の提出を省略することができる。

2 前項の規定による申請（以下「使用許可の申請」という。）をすることができる期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の7日前までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 使用許可の申請は、使用日の3月前の日の属する月の1日から受理するものとする。

4 指定管理者は、使用許可を行ったときは、東大阪市立野外活動センター使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付する。ただし、申請者が、第1項ただし書の規定により、施設使用の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

（使用期間の制限）

第5条 センターの使用期間は、引続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、この限りでない。

（バンガロー等の使用時間）

第6条 バンガローの使用時間は、入所日の午後2時から退所日の午前11時までとする。

2 テントサイトの使用時間は、入所日の午後1時から退所日の午前11時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、その時間を延長し、又は短縮することができる。

（使用中止の届出）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターを使用する必要がなくなったときは、速やかに指定管理者に東大阪市立野外活動センター使用中止届書（以下「使用中止届書」という。）を提出しなければならない。ただし、使用者が、電子情報処理組織を使用し、電磁的記録により指定管理者に対し施設使用の中止の届出をしたときは、使用中止届書の提出を省略することができる。

（附属設備の利用料金の上限）

第8条 条例第9条第2項の教育委員会が規則で定める額は、別表のとおりとする。

（利用料金の還付）

第9条 条例第10条のただし書の規定による利用料金を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

（1）天災その他不可抗力により使用することができなくなったとき 全額

（2）第7条の規定による届出を行ったとき 教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、東大阪市立野外活動センター利用料金還付請求書（以下「利用料金還付請求書」という。）に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用料金の還付を受けようとする者が、第4条第4項ただし書の規定により使用許可を受け、かつ、第7条ただし書の規定により施設使用の中止の届出をしたときは、使用許可書及び利用料金還付請求書の提出を省略することができる。

（使用許可書の提示）

第10条 使用者は、センターの入所時に使用許可書を提示しなければならない。ただし、使用者が第4条第5項の規定により施設使用の許可を受けときは、使用許可書の提示を省略することができる。

（細目）

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年5月3日から施行する。

附 則（平成14年3月22日教委規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月25日教委規則第18号）

この規則は、東大阪市立野外活動センター条例の一部を改正する条例（平成17年東大阪市条例第67号）の施行の日から施行する。ただし、第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定（第12条第2項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月17日教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日教委規則第9号）

- 1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成25年7月31日教委規則第12号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日教委規則第9号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和3年7月20日教委規則第23号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月1日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

附属設備の区分	単位	料金	備考
野外炊事設備	1人 1日	100円	宿泊施設に備え付けられているものは除く。
シート	1枚	200円	
石油ファンヒーター	1台	600円	石油ファンヒーターの灯油タンク一杯分
コイン式シャワー	1回	100円	シャワー室のシャワーに限る。
コイン式空調機	1回	100円	

(6) 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例

平成 9 年 7 月 4 日東大阪市条例第24号

改正

平成17年 7 月25日条例第66号

平成25年 3 月31日条例第 9 号

平成25年 7 月31日条例第21号

(設置)

第 1 条 東大阪市立学校の余裕教室を活用して、地域の生涯学習活動の振興を図るため、本市に地域生涯学習ルーム（以下「生涯学習ルーム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 生涯学習ルームの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用許可)

第 3 条 生涯学習ルームを使用しようとする者は、あらかじめ、第 9 条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、生涯学習ルームの使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 生涯学習ルームの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

(4) 使用の目的が、生涯学習ルームの設置の目的にそぐわないとき。

(5) 管理上その他指定管理者において生涯学習ルームの使用又は学校の運営に支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、生涯学習ルームの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、使用の許可を取り消し、

又は使用の条件を変更することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

(2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、生涯学習ルームの使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(設備の許可等)

第7条 使用者は、生涯学習ルームの使用に関し特別な設備を行おうとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の設備に伴う費用は、すべて使用者の負担とする。

3 第1項に規定する設備を行った者は、生涯学習ルームの使用が終わったとき、又は生涯学習ルームの使用の許可を取り消されたときは、自らの費用をもって直ちに設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者又は生涯学習ルームの入館者は、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 生涯学習ルームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、生涯学習ルームの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う生涯学習ルームの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習ルームの維持管理に関すること。

(2) 生涯学習ルームの使用の許可、使用の許可の取消し等及び設備の許可に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

(平成9年教委規則第12号で平成9年9月23日から施行)

附 則 (平成17年7月25日条例第66号)

- 1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第10条を第19条とする改正規定及び第9条の次に9条を加える改正規定(第10条から第12条までの規定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(平成18年教委規則第1号で平成18年4月1日から施行)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の東大阪市立地域生涯学習ルーム条例第3条及び第7条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立地域生涯学習ルーム条例第3条第1項の指定管理者が行ったものとみなす。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日条例第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。(平成25年規則第69号で平成25年8月1日から施行)

別表 (第2条関係)

名 称	位 置
東大阪市立花園地域生涯学習ルーム	東大阪市花園本町2丁目

(7) 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例施行規則

平成 9 年 9 月 11 日 東大阪市教育委員会規則第 13 号

改正

平成17年 7 月 25 日 教育委員会規則第 17 号
平成25年 3 月 31 日 教育委員会規則第 9 号
平成25年 7 月 31 日 教育委員会規則第 12 号
平成26年 1 月 16 日 教育委員会規則第 1 号
令和 3 年 10 月 1 日 教育委員会規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪市立地域生涯学習ルーム条例（平成 9 年東大阪市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 地域生涯学習ルーム（以下「生涯学習ルーム」という。）の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、条例第 3 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

名称	開館時間
花園地域生涯学習ルーム	午前 9 時から午後 9 時まで

2 生涯学習ルームの休館日は、次の表に掲げる日並びに 1 月 1 日から 3 日まで及び 12 月 29 日から 31 日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
花園地域生涯学習ルーム	月曜日及び木曜日

(使用許可の申請等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により使用の許可を受けようとする者は、地域生涯学習ルーム使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。申請した事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の申請は、使用の日の 3 月前までのものについては、受理しない。

3 生涯学習ルームの使用を許可したときは、地域生涯学習ルーム使用許可書を交付する。

（使用許可を受けた者の遵守事項）

第4条 使用の許可を受けた者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 許可を受けた施設又は設備以外のものを使用しないこと。
- （2） 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
- （3） 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- （4） 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- （5） 生涯学習ルームへの入館者に対して次条に定める事項を守らせること。
- （6） 管理上の必要な指示に従うこと。

（生涯学習ルーム内の禁止行為）

第5条 生涯学習ルーム内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 所定の場所以外において飲食又は喫煙すること。
- （2） 騒音、放歌その他他人の迷惑となる行為をすること。
- （3） 館内を不潔にすること。
- （4） 管理上の指示に反する行為をすること。

（入館の制限等）

第6条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、生涯学習ルームへの入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

（様式）

第7条 この規則における書類の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年9月23日から施行する。

附 則（平成17年7月25日教委規則第17号）

この規則は、東大阪市立地域生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例（平成17年東大阪市条例第66号）の施行の日から施行する。ただし、第6条の次に2条を加える改正規定（第8条第2項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日教委規則第9号）

- 1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成25年7月31日教委規則第12号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年1月16日教委規則第1号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日教委規則第25号）
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(8) 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市民社会教育センターが主催する市民講座(前期・後期)の講師を広く市民より募集し、もって生涯学習社会の実現の一助とすることを目的とする。

(講師候補者の登録)

第2条 社会教育センター館長(以下、館長という。)は、生涯教育に理解と情熱をもち、かつすぐれた特技・教養等を有する者で、日常的に活動可能な者を市民講座講師候補者(以下「講師候補者」という。)として登録することができる。

(登録の対象及び範囲)

第3条 講師候補者の登録の対象及び範囲は、次の各号に定める要件をみたす者とし、次条に基づき館長が承認した者を講師候補者として登録し、講師候補者台帳に記載する。

(1) 原則として本市に居住または通勤・通学する者。

(2) 年齢18才以上の者。

(登録の申請及び審査)

第4条 第2条の登録を希望する者は、登録申請書(様式1)に必要事項を記載の上、館長に申請するものとする。

2 館長は、前項による申請を受けたときは、その内容を審査し、講師候補者として登録を承認した時は登録承認通知書(様式2)で、登録を不承認とした時は登録不承認通知書(様式3)により、申請者に通知する。

(登録内容の変更)

第5条 第3条の講師候補者は、提出した登録内容に変更が生じたときは、登録内容変更届(様式4)により当該変更した事項について、速やかに館長に届け出なければならない。

(登録の有効期間及び更新)

第6条 登録の有効期間は、原則として2年間とする。講師候補者は登録内容の変更の有無に関わらず、2年ごとの館長が指定する時期に登録更新届（様式5）を館長に提出し、登録を更新するものとする。

2 前項の規定に関わらず、館長が必要と認めるときは、更新期間を短縮することができる。

（登録辞退の届出）

第7条 講師候補者は、登録を辞退するときは、館長に対し登録辞退届（様式6）を提出するものとする。

（講師候補者及び登録情報の抹消）

第8条 館長は、講師候補者が、次の各号のいずれかに該当するときは、講師候補者の登録及び登録情報を抹消することができる。

（1） 第6条の規定による更新手続きを行わなかった場合。

（2） 第7条の規定による登録辞退の届出があった場合。

（3） 不正な登録又は不正な行為があった場合。

（4） 登録情報に虚偽又は誤りがあった場合。

（5） 本要綱に違反した場合。

（6） その他、館長が必要と認めた場合。

（講師の採用）

第9条 館長は、講師候補者の中から社会教育センターが主催する市民講座の講師として採用することができる。

（講師の職務内容）

第10条 前条において採用された講師の職務は、当該講師の特技・教養等に基づいたもので、講演・実習指導等の学習形態をとるものとする。

（講師に対する報酬）

第11条 講師としての活動は原則として無償とする。ただし、予算の範囲内で一定の謝礼金を支払うことができる。

（講師としての活動中の事故に対する補償）

第12条 講師がその職務活動中に起こった事故等については、社会教育センター

が加入する傷害保険を適用するものとする。

（他の関係機関等との連携）

第 13 条 この制度の実施にあたっては、関係機関等と密接な連携を保つものとする。また、「東大阪市生涯学習推進計画」の推進方策とも連携するものとする。

（情報の公開）

第 14 条 この制度に係わる情報は公開を原則とし、市内に存する生涯学習関連施設に提供することができる。ただし、個人のプライバシーに関することはこの限りではない。

（実施上の留意事項）

第 15 条 この制度は社会教育法に基づいて実施されるものであり、営利、宗教、政治等の関連が疑われることのないよう配慮されなければならない。

（実施細目）

第 16 条 この要綱の実施について必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

この要綱は、平成13年3月10日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(9) 社会教育法（抜粋）

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

《改正》平18法050

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

《改正》平11法087

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

《改正》平11法160

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

《改正》平11法160

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

《1項削除》平11法087

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

《改正》平11法087

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

《改正》平11法087

《改正》平13法106

《2項削除》平11法087

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

《改正》平11法087

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあっては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

《改正》平11法087

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《全改》平20法059

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

《追加》平20法059

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、特別会

計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

《改正》平11法160

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

(1) 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

(2) 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

《改正》平11法160

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあっては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

社会教育センター年報 第39号



(発行)

東大阪市立社会教育センター

〒577-0056

東大阪市長堂一丁目17番29号

電話：06-6789-4100

FAX：06-6789-5212

E-mail：shakyocenter@city.higashiosaka.lg.jp